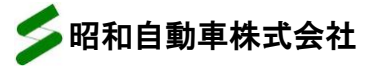


運輸安全マネジメントの取組み



旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 7 第 1 項の規定に基づき、輸送の安全に関する 2024 年度の実績及び 2025 年度の計画について、下記のとおり情報を公表いたします。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

弊社は昭和 12 年創業以来、「輸送の安全確保」を事業経営の最重要事項とし、安全なくしてバス事業の存立はあり得ないことを深く認識し、経営トップをはじめ全社員が関連法令等を遵守して、公共交通事業を担う誇りを持ち、職務を誠実に果たすことで地域社会に貢献する。

安全方針

＞お客様の命をお預かりしている事を認識する

私たちは安全な運行・車両を提供すると共にお客様の安全を最優先に行動します。

＞関係法令及び規則を守り職務を遂行する

私たちは輸送の安全に関する法令や規則を遵守し、厳正かつ忠実に職務を遂行します。

＞憶測に頼らず必ず確認する

私たちは安全な運行を提供するため、憶測ではなく常に安全確認を徹底します。

重点施策

＞交通法令を遵守する

法定速度を遵守する・安全車間距離を保持する・イエローストップを実施する。

＞安全確認を徹底する

安全確認により後退事故・車内事故・交差点内人身事故を防ぐ。

＞飲酒運転を撲滅する

乗務前日の飲酒を禁止する。

＞健康起因事故を撲滅する

点呼による健康状態の確認を徹底する。体調不良時は迅速に運行停止指示を行う。

2. 2024 年度 輸送の安全に関する取組み及び実施結果

(1) 輸送の安全に関する目標及び達成状況

有責事故の削減目標及び結果

事故種別		削減目標	結果（実績）	達成状況
本部審議事故※1		16 件以内	18 件	未達成
軽微事故※2		26 件以内	26 件	目標達成
重点事故	重大事故	0 件	0 件	目標達成
	車内事故	0 件	2 件	未達成
	後退事故	0 件	11 件	未達成
	交差点内人身事故	0 件	0 件	目標達成

※1 本部審議事故（人身事故及び損害 3 万円以上の物損事故）

※2 軽微事故（損害 3 万円以下の物損事故）

(2) 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計

該当する発生はありませんでした。

(3) 2024 年度の行政処分

行政処分はありませんでした。

(4) 輸送の安全に係る教育及び研修の実施状況

添乗指導及び街頭指導を実施し各乗務員の運転・接遇内容の指導と監督を実施しました。
営業所巡視を実施し点呼執行状況等の確認・指導を実施しました。

(5) 輸送の安全に係る内部監査の実施状況

2024年度は、弊社内部監査手順書等に基づき下記の営業所にて内部監査を実施しました。

被監査部署	実施月	フォローアップ実施月	結果
福岡営業所	2024年 6月	2025年 2月	不適切でない状況を確認・是正
タクシー唐津営業所	2024年 7月	2025年 2月	不適切でない状況を確認・是正
佐賀営業所	2024年 11月	2025年 2月	不適切でない状況を確認・是正
唐津営業所	2025年 1月	2025年 3月	不適切でない状況を確認・是正

(6) 輸送の安全に係る情報の伝達体制・緊急時の連絡体制

安全管理規程に掲載しております。

3. 2025年度 輸送の安全に関する取組み

(1) 安全意識の深化及び関係法令等の遵守

当社では、国が定める「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う監督の指針」に基づき、取組みを実施しております。

— 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針 —

1 事業用自動車を運転する場合の心構え

プロ運転者としての意識を持たせ、乗客の安全を最優先することを理解させる。

2 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するため遵守すべき基本的事項

道路運送法に基づき運転者が遵守すべき事項及び交通ルール等を理解させる。

3 事業用自動車の構造上の特性

車両の特性を認識させ、構造上の特徴を把握することの必要性を理解させる。

4 乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項

急な操作を避けることの必要性を理解させ、シートベルトを着用など安全に留意する。

5 旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項

乗降口の適切な開閉操作や乗客の安全を確保できる発進・停止することに留意する。

6 主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況

運行経路の道路・交通の状況を事前に情報の収集・把握させる。

7 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法

異常気象時や運転操作に生ずる様々な危険について危険予知訓練の手法等を用いて理解させる。

8 運転者の運転適性に応じた安全運転

適性診断の結果に基づき個々の運転者に自らの運転行動の特性を自覚させる。

9 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法

事故に繋がる生理的・心理的要因を運転者に事例を説明し理解させる。

10 健康管理の重要性

疾病が事故要因となることを理解させ日々の健康管理の重要性を理解させる。

11 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法

運転者が各種運転支援装置の機能を正確に把握し、適切な使用と判断について理解させる。

12 非常用信号用具、非常口、消火器の取扱い

万が一の事態を想定し非常用の設備及び用具等の取扱いについて理解させる。

13 ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転

ドライブレコーダーによる記録を活用し、運転者自身の運転の特性を把握させる。

14 ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験等の自社内の共有

ヒヤリ・ハット体験を当該運転者以外の運転者に対する指導・監督にも活用する。

(2) 有責事故の削減目標

事故種別	本部審議事故 ※1	軽微事故 ※2	重点事故 ※3
削減目標	12 件以内	23 件以内	0 件

※1 本部審議事故（人身事故及び損害 3 万円以上の物損事故）

※2 軽微事故（損害 3 万円以下の物損事故）

※3 重点事故（重大事故、車内事故、後退事故、交差点内人身事故）

(3) 輸送の安全に関する教育

教育種別	項目
一般教育	貸切バス運転士、観光ガイド、乗合バス運転士、高齢運転士 他
任用・特殊教育	新任運転士、若年運転士、貸切バス運転士任用、後退事故惹起者 他

(4) 取組み強化項目

個別指導教育の強化	
事故惹起者に対する再発防止教育、その後フォローアップ指導（添乗指導及び個人面談）	
基本的な安全確認の徹底	
バス停や信号を発進する場合	発進前の車内確認及びアナウンスを実施する。
交差点や料金所を通過する場合	不測の事態に備え前車との車間距離を保持し減速する。
交差点右左折時	最徐行もしくは一旦停止し横断者確認後に通過する。

(5) 輸送の安全に関する情報共有

安全に関する会議の開催			
運輸安全管理委員会	年 4 回	事故検証による再発予防策を策定し周知する。	
本部事故審議会	年 4 回		
運輸安全マネジメントレビュー	年 1 回	1 年間を総括し事故防止の取組みを策定する。	
各種乗務員教育			
危険予知活動（当社や他社で発生した事故事例を用いて事故原因及び予防策を周知する）			
情報発信（広報紙・通達の発行）			
安全情報（事故事例やヒヤリハット）の発信を通じて安全意識を高める。			

(6) 輸送の安全に関する運動・活動

項目	開催	内容
各季交通安全運動	年 4 回	春季・夏季・秋季・年末年始
添乗及び現地確認	不定期	現地にて安全確認の実施状況を確認する。
強化月間の取組み	特定月	過去に当社で発生した重大な事故等の風化を防ぐため発生月に取組む。
安全輸送の総点検	毎月	全社統一の点検項目（運行管理等）を確認し改善を図る。

(7) 輸送の安全に係る内部監査

被監査部署	実施予定月	監査内容
伊万里支所	2025 年 6 月	日々の運行管理業務が関係法令に基づき適切に実施され保存されているかを確認する。
タクシー福岡西部事業所	2025 年 7 月	
伊都営業所	2025 年 8 月	

(8) 安全統括管理者

役職	氏名	選任日
常務執行役員 自動車事業本部長	今泉 健吾	2016 年 6 月 15 日

(9) 安全管理規程

別紙に掲載しております。

貸切バス初任運転士に対する安全運転の実技指導について

弊社では、法律で定められている貸切バス運転士への初任教育を次の通り実施しております。

1. 教育実施時期

乗合バス運転士が貸切バスに乗務する場合、統括運行管理者等による見極めにより貸切バス運転士として選任されるまで実施する。

2. 指導の具体内容

国土交通省が発行する「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」に基づいた内容に従い実施しています。

（大型バスを運転する際の安全上の注意事項・道路交通法に係る事項・車内転倒事故を防止する為の確認事項・管内における交通の特徴・機器や装置の使用方法などについて教育を実施しています）

3. 運転操作

初任運転士本人が運転し、指導者や運行管理者の有資格者等が添乗して指導する。

4. 教育使用車種区分

大型・中型貸切バス（担当車両区分に応じた車種を選定）

5. 初任運転士に関する特別な指導内容

(1) 座学教育

教育時間：10 時間以上

No.	項目
1	事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項
2	事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
3	運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項
4	危険予知及び回避
5	運転士の適正及び健康管理の重要性
6	安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法
7	ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正

(2) 実技教育

教育時間：20 時間以上（添乗指導者付き）

実施コース

コース 1：福岡市内

車庫 ～ 博多百年蔵本店 ～ 博多駅 ～ 福岡空港（国内線） ～ 福岡空港（国際線）
～ アサヒビール博多工場 ～ 福太郎めんたい工場 ～ 博多はねや総本家 ～ 九州国立博物館 ～ 太宰府天満宮 ～ 福岡都市高速道路 ～ ホテルニューオータニ博多 ～ ANA クラウンプラザホテル福岡 ～ ホテル日航福岡 ～ 櫛田神社 ～ ホテルオークラ福岡 ～ 西鉄グランドホテル ～ 大濠公園 ～ 護国神社 ～ 福岡 paypay ドーム ～ 福岡タワー ～ 福岡都市高速道路 ～ 福岡アイランドシティ ～ 海の中道青少年海の家 ～ マリンワールド海の中道 ～ 志賀海神社 ～ 休暇村志賀島 ～ 金印公園 ～ 筥崎宮 ～ 車庫

コース 2：大分県・佐賀県

車庫 ～ 福岡都市高速道路 ～ 九州自動車道・大分自動車道（太宰府 IC～日田 IC）～ 日田市内 ～ 大石堰・長野水神社（うきは市）～ 水天宮（久留米市）～ 吉野ヶ里遺跡 ～ 東脊振トンネル ～ 背振少年自然の家 ～ 道の駅吉野ヶ里 ～ 九年庵 ～ 佐賀城跡 ～ 九州佐賀国際空港 ～ 道の駅鹿島 ～ 肥前浜宿 ～ 幸姫酒造 ～ 祐徳稲荷神社 ～ 佐賀県立宇宙科学館 ～ 武雄温泉物産館 ～ 有田ポーセリンパーク ～ 大川内山(伊万里市) ～ 長崎自動車道・九州自動車道（多久 IC～太宰府 IC）～ 福岡都市高速道路 ～ 車庫

コース 3：熊本県・大分県

車庫 ～ 福岡都市高速道路 ～ 九州自動車道（太宰府 IC～みやま柳川 IC）～ 柳川 ～ 有明海沿岸道路 ～ グリーンランド ～ 玉名 ～ 熊本城 ～ 水前寺公園 ～ 熊本空港 ～ 道の駅阿蘇 ～ 大観峰 ～ 小国町 ～ 日田市 ～ 耶馬溪 ～ 宇佐八幡宮 ～ 福澤諭吉旧居 ～ 東九州自動車道（豊前 IC～行橋 IC）～ 田川市 ～ 飯塚市 ～ 福岡都市高速道路 ～ 車庫

コース 4：佐賀県・長崎県

車庫 ～ 国道 3 号線 ～ 九州国立博物館 ～ 九州自動車道・長崎自動車道（太宰府 IC～武雄北方 IC）～ 嬉野市 ～ 祐徳稲荷神社 ～ 西九州自動車道（武雄南 IC～佐世保みなと IC）～ 佐世保史料館セイルタワー ～ 九十九島パールシーリゾート ～ 展海峰 ～ 西九州自動車道（佐世保中央 IC～佐世保大塔 IC）～ ハウステンボス ～ 西海橋 ～ 長崎バイオパーク ～ 長崎市平和公園 ～ グラバー園 ～ 長崎自動車道（長崎 IC～大村 IC）～ 長崎空港 ～ 長崎カステラセンター東彼杵店 ～ 長崎自動車道・九州自動車道（東彼杵 IC～太宰府 IC）～ 福岡都市高速道路 ～ 車庫

6. 添乗指導者の指導歴

A 添乗指導者

貸切バス乗務経験 31 年、指導経験 7 年

B 添乗指導者

貸切バス乗務経験 26 年、指導経験 4 年

目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理方法

< 第一章 総 則 >

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は道路運送法第二十二條の二の規程に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

< 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等 >

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、確認、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用の支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育、研修に関する計画を策定し、これを的確に実施すること。
- 2 持ち株会社及び傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 第三条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

< 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制 >

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

- 一 安全統括管理者
- 二 運行管理者
- 三 整備管理者
- 四 その他必要な責任者
- 2 事故防止対策委員長は、安全統括責任者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、事故防止対策委員を統括し、指導監督を行う。
- 3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。
- 4 運輸安全管理委員会
輸送の安全を確保するために遵守する事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とし、バス部門、タクシー部門それぞれに設置する「事故防止対策委員会」、「飲酒運転防止対策委員会」、「整備管理委員会」、「マナー向上委員会」で構成される。
- 5 事故防止対策委員会
発生した事故の反省をするとともに、その原因を究明し事故の再発防止に努めることを目的とし、併せて事故の審査も行う。(バス、タクシーそれぞれ部門別に委員会を構成)
- 6 飲酒運転防止対策委員会
飲酒運転の防止に努め運送事業者としての社会的使命と飲酒に関わる事故の撲滅を図ることを目的とする。(バス、タクシーそれぞれ部門別に委員会を構成)
- 7 整備管理委員会
発生した車両故障の原因を究明し、車両の安全の確保及び環境保全等を図ることを目的とする。(バス、タクシーそれぞれ部門別に委員会を構成)
- 8 マナー向上委員会
苦情や要望を受け、改善策をこうじて再発防止に努め、乗客の利便性を図ることを目的とする。(バス、タクシーそれぞれ部門別に委員会を構成)

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
- 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- 二 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全確保に関し、その実施及び管理体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適切に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 九 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

< 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法 >

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者へ伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。

- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指定する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定め輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置または予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度な安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等の実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規定、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

（輸送の安全に関する記録の管理等）

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は類別にファイル化し、内部監査、監督官庁による外部監査に対し、的確に縦覧できるように努める。

< 運輸安全管理委員会メンバー >

委員長	・・・	安全統括管理者	1
委員	・・・	乗合事業部（部門長）	1
委員	・・・	貸切事業部（部門長）	1
委員	・・・	タクシー事業部（部門長）	1
委員	・・・	管理本部（部門長）	1
委員	・・・	整備事業部（部門長）	1
委員	・・・	唐津営業所（所長）	1
委員	・・・	佐賀営業所（所長）	1
委員	・・・	福岡営業所（所長）	1
委員	・・・	伊都営業所（所長）	1
委員	・・・	昭和バス労組（執行委員長）	1
委員	・・・	C S 推進課（部門長）事務局	1

12名

※ 事情により関係者の出席を求めることがある

< 事故防止対策委員会メンバー >

< 飲酒運転防止対策委員会メンバー >

< 整備管理委員会メンバー >

< マナー向上委員会メンバー >

< バス部門 >

< タクシー部門 >

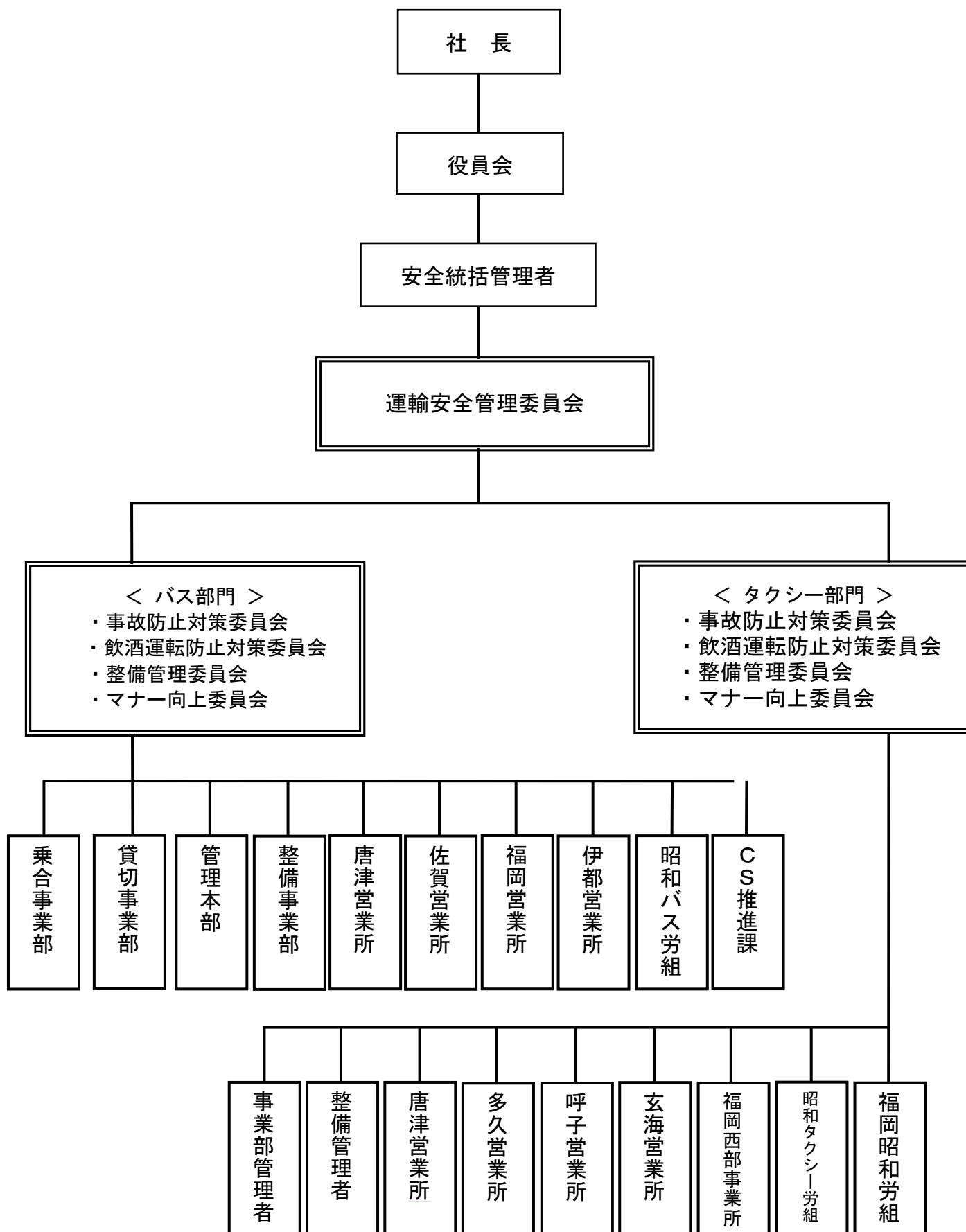
委員長	・・・	安全統括管理者	1	委員長	・・・	安全統括管理者	1
委員	・・・	乗合事業部（部門長）	1	委員	・・・	事業部管理者	2
委員	・・・	貸切事業部（部門長）	1	委員	・・・	整備管理者（部門長）	1
委員	・・・	管理本部（部門長）	1	委員	・・・	唐津営業所（所長）	1
委員	・・・	整備事業部（部門長）	1	委員	・・・	多久営業所（所長）	1
委員	・・・	唐津営業所（所長）	1	委員	・・・	呼子営業所（所長）	1
委員	・・・	佐賀営業所（所長）	1	委員	・・・	玄海営業所（所長）	1
委員	・・・	福岡営業所（所長）	1	委員	・・・	福岡西部事業所（所長）	1
委員	・・・	伊都営業所（所長）	1	委員	・・・	昭和タクシー労組（委員長・書記長）	2
委員	・・・	昭和バス労組（執行委員長）	1	委員	・・・	福岡昭和労組（委員長・副委員長）	2
委員	・・・	C S 推進課（部門長）事務局	1				

13名

11名

※ 事情により関係者の出席を求めることがある

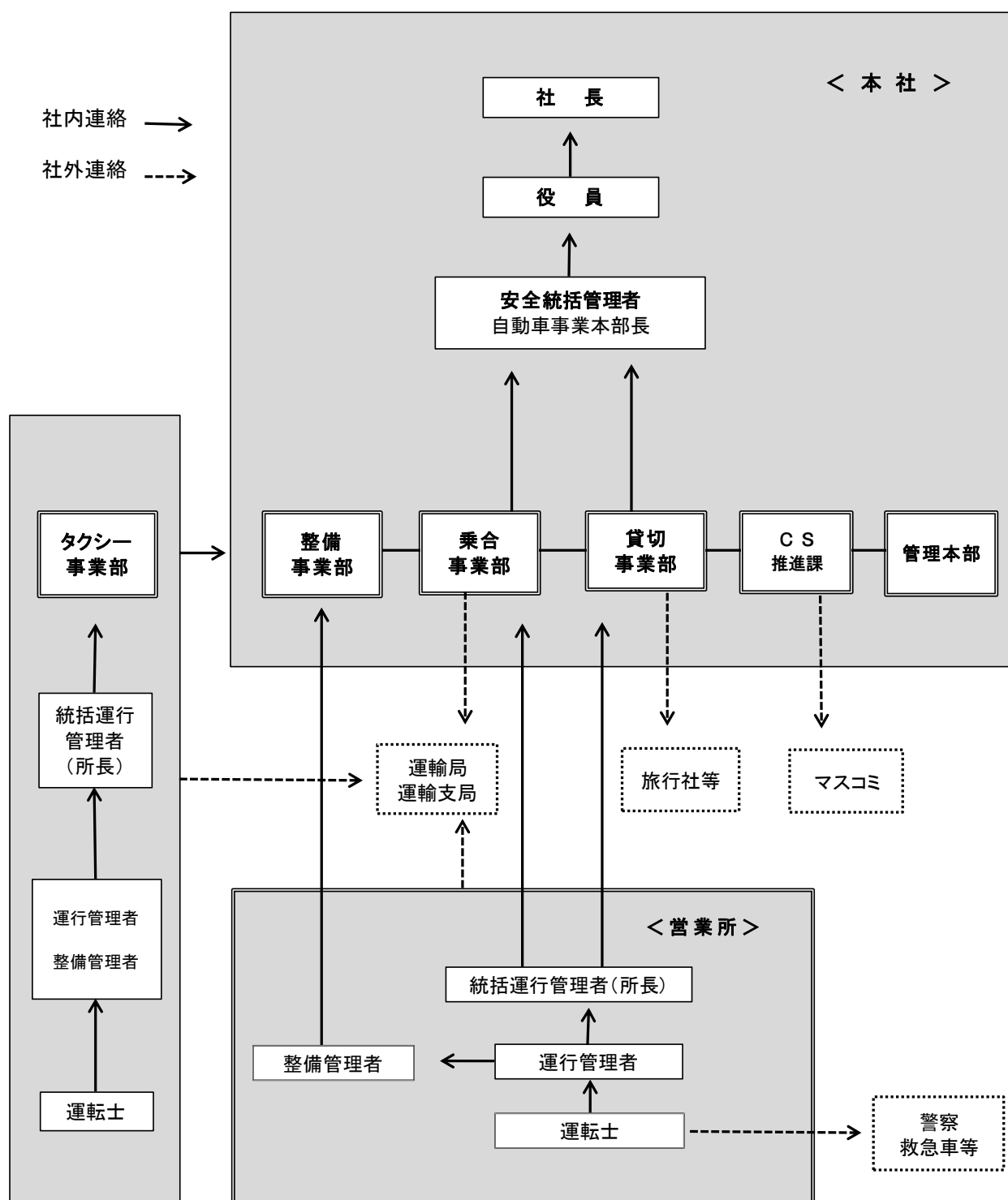
< 組 織 図 >



< 附 則 >

平成18年12月21日	施行
平成20年07月21日	改正（組織）
平成21年06月21日	改正（委員）
平成24年07月21日	改正（委員）
平成24年12月01日	改正（組織、規定内容）
平成28年06月15日	改正（組織）
令和 元 年05月01日	改正（組織、委員、規定内容）
令和 元 年07月21日	改正（組織、委員）

< 事故・災害時など緊急時の連絡体制 >



※通報系統どおり連絡することが困難な場合においては、順序を変更し速やかに漏れなく通報すること。